

生駒山麓公園再整備による地域活性化のための基盤整備検討業務 仕様書

1. 業務名

生駒山麓公園再整備による地域活性化のための基盤整備検討業務

2. 業務対象区域

生駒山麓公園

3. 目的

生駒山麓公園（以下「本公園」という。）は平成3年に開設し、本市のシンボリックな都市公園として多くの市民・利用者に親しまれるだけでなく、信貴生駒スカイラインや生駒縦走歩道により生駒聖天寶山寺や生駒山上遊園地、大阪府の府民の森などとも繋がり、広域的な観光・交流拠点である「生駒山エリア」の一翼を担ってきた。また近年は、障がい者の就労支援等の場としての活用にも取り組んでいる。

しかし、利用者の減少や設備の老朽化などの課題がみられるとともに、利用者ニーズの変化への対応が必要となっている。

本業務は、本公園が今後とも魅力ある公園であり続けられるよう、地域特性や利用者ニーズ、民間事業者の参入意欲等を調査分析し、その結果を踏まえて、公園のポテンシャルを最大限に引き出すことができる再整備と管理運営方法の見直しにかかる各種の検討を行うものである。

4. 業務期間

契約日から令和8年2月28日まで

5. 業務内容

(1) 計画準備

業務の目的、内容を十分に理解し、上位関連計画、各種関連資料を踏まえ、具体的な作業方針、工程計画及び事業実施フロー等を検討し、業務計画を立案する。

(2) 現地踏査

必要な現地調査を実施し、公園ならびに各公園施設等の現況や課題を把握する。

(3) 市民・利用者ニーズ調査

本公園の再整備を検討するにあたり、市民アンケート調査や利用者ニーズ調査を実施し、生駒市民や公園利用者等の意見、ニーズを把握する。

(3-1) 市民アンケート調査

市民アンケートは、以下の調査イメージを元に実施する。

なお、サンプル抽出は本市が行い、受託者は配布・回収・分析を行うこととする。

※調査イメージ（想定）

郵送配布・郵送回収／サンプル数（無作為抽出）：約 1,200 件／回答率：40%想定

配布数：3,000

なお、郵送方式を補完するため、オンラインアンケートを併用し、回収率を高めることとする。

(3-2) 公園利用者ニーズ調査

本公園を実際に利用している方や、今後の利用する可能性が高い方を対象に、利用者ニーズ調査を実施する。

(4) 基本構想の策定

(4-1) 公園施設のあり方整理

ここまでの調査を踏まえて、本公園全体の施設の状況、公園としての機能、現況の安全性、再整備による地域への効果等の視点から、課題等を抽出・整理し、生駒山麓公園のあり方（コンセプト）を検討する。

(4-2) 想定事業スキームの整理

今後の再整備および管理運営について、複数の公民連携手法（リスク分担を含む）、園内でのエリア区分、施工区分等を視野に入れた比較検討を行い、最適な事業手法や民活導入範囲を整理する。

(4-3) 基本構想策定

ここまでの検討、後述の懇話会の意見等を踏まえ、本公園の再整備基本構想（生駒山麓公園再整備基本構想（仮称））を策定する。このとき、必要に応じてイラストやパース図等視覚的に共有しやすい手法を用いること。

(4-4) 生駒山麓公園再整備検討懇話会（仮称）の運営支援

市が設置する生駒山麓公園再整備検討懇話会（仮称）の会議を運営するため、資料作成、資料説明、会議録作成等の支援を行う。なお、基本構想のうち重要な項目については本懇話会の意見を聴いた上で作成することとし、懇話会の回数は4回程度を予定する。

(5) 民間事業者の意向調査

公園再整備および管理運営に関する民間事業者の意向調査を行い、本公園における事業意向、参入意欲等の把握を行う。

対象とする民間事業者は、生駒市内外の民間事業者から合計10社程度を対象に官民対話（ヒ

アリング)にて実施する。

(6) 施設再整備事業素案の作成

基本構想の内容を踏まえ、優先的に事業対象とする施設を定めた上で、そのコンセプトおよび事業概要を示した施設再整備計画(案)を作成する。

(7) 概略設計

本市との協議に基づき、施設再整備計画(案)の中でも、優先的に市が再整備すべき施設を選定し、概略設計を行う。

(8) 報告書作成

上記成果内容を取りまとめた報告書を作成する。

また、本業務は、国土交通省の「官民連携基盤整備推進調査」として実施するため、本市から国への報告に必要な資料の作成を支援する。

(9) 打合せ協議

業務打合せは、着手時・中間1回・成果品納品時の合計3回とする。

なお、発注者が必要と判断した場合には適宜協議を行うものとする。

6. 成果品

本業務の成果品として納入すべきものは、下記のとおりとする。

- ・ 報告書ファイル製本 (A4 版) 1 部
 - ・ その他、調査職員が必要と認める各種資料一式
 - ・ 上記電子データ一式貸与資料
- 別紙参照

7. 留意点

- ・ 本市が提供する基礎調査結果などをもとに、本市の特性や、現在取り組んでいる施策、市民等による取組を十分に考慮すること。
- ・ 人口減少社会の到来、法改正、社会的要請の変化などを踏まえ、これからの公園の役割を見越し、先進的な事例や言説の情報提供を適宜行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。